

2025年6月12日、日本陸上競技連盟は、本連盟登録会員に対し、下記の処分を行った。

処分内容	処分対象者	処分事由	処分決定日
除名	榎本 円	当該登録会員は、2024年4月1日ころ、陸上クラブのコーチとして指導していた当時14歳の女性に対し、マッサージをするに際し、同意を得ることなく、下半身を触ったものである。 上記行為は、不同意わいせつ罪（刑法第176条）に該当する行為であり、登録会員処分規程第2条第2号に定める処分事由に該当する。	2025年 6月12日